

近代「国語」における「棒引仮名遣い」の終焉

— 藤岡勝二に関わる文献学的アプローチを中心に —

柿 木 重 宜

The Cancellation of the Use of the Double Vowel Mark in a Modern “Kokugo”

— Focusing on the Philological Approach in Connection with Fujioka Katsuji —

Shigetaka Kakigi

1. はじめに

筆者は、これまで長音符、すなわち「棒引仮名遣い」に関する研究について、共時的、通時的観点から様々なアプローチを試みてきた。とりわけ、柿木（2007）では、「棒引仮名遣い」が消失した原因を、言語内の要因に求めるのではなく、言語外的要因、すなわち、国語政策的な要因が、その根底に深く関わっていることを指摘した。しかしながら、この段階においては、まだ「棒引仮名遣い」が消失した全貌を明らかにすることができなかった。

本稿では、こうした状況を踏まえ、文献を駆使した言語政策的アプローチという方法論を用いながら、東京帝国大学文科大学言語学科教授の藤岡勝二に関する仮名遣いの使用法に焦点をおき、「棒引仮名遣い」の消失の原因をさらに明確なものにしていきたいと考えている。

当時、日本の国語政策の方針を決定していたのは、国語調査委員会であり、ここでは、「標準語」、「仮名遣い」、「言文一致」という三つの事項に関して研究が進められていた。とりわけ、本稿では、「仮名遣い」の象徴的存在である「棒引仮名遣い」を中心に考察を深め、なぜ、近代「国語」の黎明期において、「棒引仮名遣い」が終焉を迎えたのか、その原因をさらに深く考察していきたい。

2. 「棒引仮名遣い」の使用法の変遷

2.1 先行研究と「棒引仮名遣い」の変遷

「棒引仮名遣い」の使用法に関する先行研究であるが、従来、断片的な説明はされたことはあったが、本格的にこの用語を題名に冠した学術論文は発表されてこなかった。筆者が、全国大学国語国文学会の機関誌『文学・語学』第188号に寄稿した論文が、その嚆矢となったわけであるが、それほど、この「棒引仮名遣い」の使用法は、日本語表現法や国語国字問題において瑣末的な問題として取り扱われてきた。上述した拙稿以前にも、筆者は、柿木（2003）においても、

「若者ことば」のメール言語と比較考察することによって、この課題の核心にふれようとしたことがあった。ただし、この頃は、現代言語学のように、「メール言語」という用語すらなく、言語学者の専門家の間では、ほとんど取り上げられることはなかった。しかしながら、柿木（2007）の「なぜ棒引仮名遣いは消失したのか—藤岡勝二の言語思想の変遷を辿りながら—」は、比較的地味な内容にも関わらず、日本語学会（旧国語学会）の機関誌『日本語の研究』の展望に掲出されることになった。藤岡勝二の言語思想の変遷を綿密に検討しながら、「棒引仮名遣い」の消失の原因を、言語内的要因ではなく、国語政策という言語外的要因に求めようとしたことが評価されたのかもしれない。

本稿では、藤岡勝二に関わる文献学的アプローチにこだわりながらも、新しい観点からの検討と考察を加えていきたいと考えている。筆者は、これまで、一貫して、「棒引仮名遣い」の消失の原因は、言語内的観点からの単純な説明に終始することはできず、そこには、かなり錯綜とした要因が胚胎していることを指摘してきた。

では、拙稿に関する詳細な考察をする前に、「棒引仮名遣い」の変遷について簡略して述べておきたい。

明治33（1900）年に、小学校令により、「読書」、「作文」、「習字」の三科目が統一され、「国語」という教科目が成立する。勿論、「国語」という名称は、「日本語」、「邦語」、「国民語」等のような用語とともに既出していたが、正式な教科目としての名称は、この年に定立したものである。この意味において、筆者は、明治33（1900）年を、以降の国語学（日本語学）という学問分野にとって、メルクマールと位置づけることができると考えている。なお、「棒引仮名遣い」という用語であるが、俗称と捉え、国語国字問題の学術用語として認めない研究者もいることも事実である。また、単に棒「一」であると称して、仮名遣いの中では、共時的、通時的にみても、本質的な問題とはならないと見る向きもある。しかしながら、筆者は、「棒引仮名遣い」こそが、国語調査委員会が提示した「標準語」、「言文一致」、「仮名遣い」という複雑に交錯した事項を知る上で、重大な用語の一つになるとみなしており、その問題の糸を少しずつ解きほぐすことによって、当時の近代「国語」の状況を理解することができると考えている。

まず、この「棒引仮名遣い」の問題点であるが、当初は、字音仮名遣のみに限定され、国語仮名遣いに適用されなかったために、教育の現場において、様々な混乱が生じた。当時の小学校の教科書問題とも関係してくるが、当然のことながら、小学生がこの両者を区別できるはずがなく、表音主義者たちは、すぐさま、これまでの仮名遣いを改定した案を提出し、字音仮名遣いと国語仮名遣いの両方に、「棒引仮名遣い」が適用できるように改良したのである。興味深いことは、藤岡勝二が明治33年（1900）年という「国語」が誕生した年に、当時の最新の言語学の研究成果を結集した言語学会の機関誌『言語学雑誌』に、この「棒引仮名遣い」を、いち早く用いていたことである。急進的な表音主義者の保科孝一の使用法と違って、藤岡勝二の学術論文におけ

る「棒引仮名遣い」の使用法はかなり慎重を期して用いられているが、当時としては、頗る斬新な学術論文とみなされたことであろう。一方、藤岡勝二、保科孝一、等の当時の国語学界をリードしていた若き言語学徒とともに、二人の東京帝国大学時代の指導教官であり、国語学の泰斗上田萬年も若い頃、グリム童話の「おほかみ」を翻訳して、この本文の中で、かなり早い時期に、「棒引仮名遣い」を導入している¹⁾。しかしながら、歴史学者の井上頼因や、国語学者の物集高見は、この改定案に対して敢然と異議を唱え、歴史的仮名遣いを堅持しようとした。彼らは、自らの会、例えば、物集は「国語擁護会」といった組織を結成して、この改定案に対して、激しい反駁を唱えた。こうした歴史的仮名遣論者に対して、表音主義的な思想を有しているとみなされてきたのが、明治30（1897）年に、東京帝国大学において、国語研究室を創設した上田萬年である。上田は、国語の概念の理想を「国語は帝室の藩屏なり。国語は国民の慈母なり。」という言葉に集約している。天皇を頂点とした国家ナショナリズムとしての国語を重視するという点では、井上、物集、上田の三者に何ら意見の相違点はみられない。しかしながら、上田は、「国語は国民の慈母なり。」と述べているように、上田の言説には、国語を用いる国民に対する温かな眼差しを感じとれるのである。そこには、貴顕紳士の区別なく、文字が読めるようになることを目指した意図があったと考えられる。なお、「国語擁護会」を組織して、歴史的仮名遣いを堅持しようとした東京帝国大学教授物集高見は、当初は、表音主義者であり、言文一致に賛成であった。しかしながら、この頃には、伝統的な漢字仮名混じり文に傾倒していたのである。物集のこの極端ともいえる思想の転換の経緯についても、検討しなければならない重要な事項ではあるが、本稿のテーマとは直接的な関連性がなく、紙幅の関係上もあり、別稿に譲ることにしたい。

このような中、国語調査委員会、高等教育会議、帝国教育会の言文一致会では、なかなか結論を提出することができない状況に陥っていた。当時の文部省は、このような事態に鑑み、仮名遣い改定案に対する報告書を、一人の国語調査委員会委員に託すことになるのである。その委員が、当時すでに、上田萬年から東京帝国大学言語学講座を継承し、言語学の新しき理論を構築しようとしていた藤岡勝二であった。この点においても、当時の国語学界、言語学界において、藤岡がいかに中心的な役割を果していたかを窺うことができるのである。

2.2 帝国教育会の調査委員について

本節では、藤岡が中心となって編纂した『明治三十八年二月仮名遣改定案ニ對スル世論調査報告』において、注視すべき箇所を掲出しておきたい²⁾。

一、帝國教育會は文部省の諮問に應じて、五月五日左の諸氏に其諮問案に對する調査委員を委嘱した。

石川倉次 市村鑽次郎 芳賀矢一 新村出 保科孝一

近代「国語」における「棒引仮名遣い」の終焉

星松三郎	大槻文彦	大江孝之	小山内大六	渡辺董之助
金澤庄三郎	根本 正	上田萬年	井上哲次郎	井上通泰
井上頼圀	桑原隲藏	前島密	牧瀬五一郎	正宗忠夫
横山榮次	藤岡勝二	後藤牧太	小西信八	小泉又一
小森徳之	澤柳政太郎	湯本武比古	三矢重松	清水彦五郎

五月九日から八回討議の後、十月三日に議了し、十一月六日を以て文部省圖書課に答申書を提出した。其要領は許容案を是認し、仮名遣案に就て修正意見を陳べてゐるのである。但し、改定仮名遣は口語に之を適用し、文語は縦來の法に倣ふものとし、作文に限り文語にも改正仮名遣を用ゐても妨なしとしたところは原案の緒言と異なるところであつて、其他各條に就ては大部分異見のないようである。

この中で、国語調査委員会委員は、上田萬年（主査と主事を兼任）、井上哲次郎、芳賀矢一、大槻文彦、澤柳政太郎、湯本武比古がいる。また、補助委員として、新村出、保科孝一が参加している。他にも、官制の国語調査委員会の前身である国語調査会の委員長前島密も参加している。前島密は、「漢字御廃止の儀」を提出したことで知られているが、現在は通信省の祖として名が残っている。しかし、彼の主眼は、終生、国語国字問題の追究にあつたのである。

なお、後述する藤岡勝二と後藤牧太との関係であるが、明治38（1905）年に結成された「ローマ字ひろめ会」において、ともに常務評議員という立場で、ヘボン式ローマ字の普及に尽力した間柄である。次に、小西信八と石川倉次との関係について述べておくと、二人とも、聾啞教育に大きな功績があつた人物として知られている。また、教育学の立場では、小泉又一がいるが、異色な人物としては、東京高等師範学校教授であり、国語調査会のメンバーの一人であつた教育学の泰斗湯本武比古を挙げることができるであろう。ヘルバルト教育学の普及に尽力すると同時に、国語国字問題にも大いに関心抱いていた稀有な学者である。

本節で特筆すべき事項は、各分野で碩学と称された委員でさえも解決できなかった問題が、藤岡勝二という一人の言語学者に託されたという事実である。特に、長音符、「棒引仮名遣い」は喫緊に解決すべき事項であり、表音主義の「仮名遣い」の象徴ともいえる問題であつたといえよう。

では、次章において、実際に言語学者藤岡勝二が、『言語學雜誌』と『史學雜誌』という当時の最新の知識が網羅された學術論文において、どのような「棒引仮名遣い」を使用していたのか考察したい。

3. 藤岡勝二の「棒引仮名遣い」の使用法について

3.1 『史學雜誌』（第11編第9号）の場合

筆者は、柿木（2007）において、『言語學雜誌』における、藤岡の「棒引仮名遣い」の使用例

を分析したことがある。詳細な分析は、上記の拙稿に譲るとして、ここでは、確かに、オ列音の長音化や助動詞の表現法に「棒引仮名遣い」が頻繁にみられる。ただし、一定の体系的な法則に基づいた記述ではなく、下記に掲げるように「歴史的仮名遣い」と併用した例も頻繁にみられた。なお、下線部は、筆者が後で書き加えた。

……ここに紹介し併せて批評を加へて見よ一と思ふ。

そして、その後刊行された『史學雜誌』第11編第9号の「言語を以て直に人種の異同を判ずること」の冒頭においても、下記の例のように「棒引仮名遣い」が使用されていることが判明した³⁾。本論文は、経済学者田口卯吉の論に対して、藤岡、新村出の両者が反駁した論文として知られている。

なお、冒頭の「棒引仮名遣い」に関する箇所の下線部は、筆者が後で施した。

かよ一な題をこゝに掲げましたわけに、田口博士が六月の史學雜誌に「國語上より觀察したる人種の初代」といふ題に依て、一代論文を出されましたに就ていさゝか所見を述べたいと思ひ、且は博士の御一考を願ひたいと思ひましたからであります。博士の御意見に對する論文は言語學雜誌の第二卷第四號で新村出君が出されましたからと存じます。然し新村君の論以外にも、御尋ねしたいと思ふことがありますからそれに添えて所見を述べます。

上記の文を考察すると分かるが、藤岡勝二の「棒引仮名遣い」に関する使用法は、ある一定の体系的規則に基づいて記述したのではなく、日本語表現法における言文一致の一種の試みの一例として使ったに過ぎないことが窺がえる。一方、同じ表音主義者の保科孝一は、徹底的な表音主義的仮名遣いを重視しており、「棒引仮名遣い」を、当時の学術論文でも頻繁に用いていた。

では、次に、藤岡勝二が国語調査委員会の委員として重要な役割を果たした『明治三十八年二月假名遣改定案ニ對スル世論調査報告』について詳細な検討をしていくことにしたい。

3.2 『明治三十八年二月假名遣改定案ニ對スル世論調査報告』における「棒引仮名遣い」について

假名遣改定案に對する世論調査報告については、すでに、柿木（2012b）においても詳細に論じた。しかし、それは、この重要な決定事項において、藤岡が中心的役割を果たしたということ論証しただけであり、報告書の内容そのものについて、詳らかな考察を行なつたわけではない。当時、藤岡勝二は、東京帝国大学文科大学言語学科の主任教授の地位にあり、国語調査委員会の正式な委員に任命されたにも関わらず、委員として瞠目すべき成果を何ら残さなかつたとみなされてきた。確かに、筆者が国語調査委員会の調査を開始した頃には、補助委員の山田孝雄や京都帝国大学文科大学教授の新村出に比べ、藤岡の研究成果について言及したものはほとんどみられ

なかった。しかしながら、国語調査委員会の研究成果を丹念に辿っていくと、時の文部省が、仮名遣いに関する問題を、言語学者の藤岡勝二に解決するよう依頼していたことが判明したのである。当時の研究者たちが、いかに、藤岡勝二という人物の学問的見識を評価していたかを窺える重要な証左ともなる事項といえよう。そして、その報告書が、まさに本節で扱う『明治三十八年二月假名遣改定案ニ對スル世論調査報告』なのである。「博言学」から「言語学」へと新しき学問が誕生した背景には、藤岡の師上田萬年、『広辞苑』の編者新村出の功績もあったかもしれないが、当時の言語学の精神的支柱は紛れもなく藤岡勝二であったと筆者は考えている。

なお、現代言語学では、藤岡勝二という名は、ウラル・アルタイ語族と日本語の共通性を唱えた人物であるという評価しかない⁴⁾。しかしながら、当時の研究者の仮名遣いに関する考え方、とりわけ「棒引仮名遣い」に関する様々な異論を集約し、その現状をまとめた上で、当時の懸案事項に一定の結論を下した点は大いに評価すべき研究成果といえよう。『明治三十八年二月假名遣改定案ニ對スル世論調査報告』は、国語調査委員会の重要な懸案事項であった「仮名遣い」の本質を解明する上で、頗る重要な報告書であったと考えられるのである。

この報告書で、藤岡は、章の終わりに、「附録」といいながら、多方面の学術雑誌を集約して、研究者たちが長音符、すなわち「棒引仮名遣い」について、どのような言語思想を有していたのか、各々の研究者が寄稿した学術雑誌を考察して、結論を各項目に分類して論じている。

以下は、各研究者たちの意見を集約する前に、「附録」として、五項目の「棒引仮名遣い」の反対論をまとめた文である。下記に引用することにするが、括弧については、3.3の各研究者たちの「棒引仮名遣い」に対する意見の番号を掲出した。

附 録

一、長音符（一）に就て

一に就ては、先年字音假名遣の第一改定が行はれた當時から議論が簇出した。諸種の説の中、大體其反對論旨の一にしてゐるところをまとめて左に之を掲げる。

一、棒は國語の音を表はすに足るものでないこと。

國語の音の中には必ずしも純なる長母音でないものがある。長母音に似て而も其實イウ等の韻を有するものがある。此等と眞の長音を區別することを要するとすると、字音假名遣と國語假名遣に通ずる統一的棒引法は採用し難い。もし、之を簡別して各其表はし方異にすることになれば、表音法の統一を主義とする改定要領に反する。故に此の如きものは用ゐないがよい。(45)

一、棒は文字でない。

棒は文字でない。符號である。符號が文字と同様の待遇を受けて、一字の場所を占めることは理に合はない。國字として列ぬべきものでないのである。(45) (24)

一. 棒は他の文字との調和を缺く。

片假名に續いてはさのみ不調和でないけれども、平假名に續けるときは更に調和がない。ことに其使用範圍を擴張して漢字の下におく如きことが生ずる。これはもとより誤用ではあるが、漢字一方に存する以上はかゝる用法の生ずるのは已むを得ない。この已を得ざる現象が極めて不調和の姿を呈するで、甚忌むべきことである。(45) (24) (29) (58)

一. 豎書横書に従つて數字との混同を生ずる。

片假名の上に續けてかくにしても、全語を豎書する場合にのみ、その効を奏するので、之を横書にするときは漢數字の一と混同する。横書のときに之のみを豎におかんとすれば、頗る不調和を來す。横書を絶對的に許さざるか、漢數字を廢するかの何れか、實際に確定すればいざ知らず、現今の状態に於ては、棒は此點に於いても亦其存立を許しにくい。(39)

一. 棒は美觀を害うものである。

文字は簡短輕便でなければならぬが、又一方に於て美觀を有しならぬ。棒を用ゐて其美を害ふ如きは、とても一般の使用を促す所以のものでない。(45)

以上大體に於て五點に歸する。尚語詞の分別上の根據から之を否とするものもあるが、之は表音法に就ての根本問題と連結したものであつて、單獨に、棒を否議するのでないらしいから、こゝには掲げない。

之を要するに、表音的假名遣に賛成する諸家も此符號使用のことには同意しないものが甚多い。

結論としては、日頃表音主義を標榜している研究者たちも、「棒引假名遣い」については是認しがたい意見が多いということである。その結果を裏付けるために、藤岡は、59名の名前を挙げ、その思想を表した學術論文を掲出して、その研究者がどのような意見を有していたのか、詳らかにしている。

そして、その分類の仕方は、(い)「大體賛成」、(ろ)「主義賛成、修正ヲ要ス、尚研究スベシ」、(は)「反對」、(に)「不問ニセヨ」となっている。

ここで、特筆すべき事項は、これまでの定説ならば、当然のことながら(い)に分類されるは

ずであり、長音符号の急進的な賛成派とみなされていた表音主義者の中にも、積極的な表音主義的思想を有しているとは言い難い内容の論文がみられたことである。

3.3 各研究者の「棒引仮名遣い」に対する意見

では、本節の内容を論じる前に、各研究者が「棒引仮名遣い」に対して、どのような意見を有していたのか、検討していきたい。なお、各研究者が寄稿した学術論文も同時に掲出しておく。

氏名	意見分類	学術雑誌
(1) 吉岡 郷甫	い	『太陽』
(2) 堀江 秀雄	ろ	『國文学』
(3) 難波 常雄	は	『國學院雑誌』
(4) 蘆田恵之助	ろ	『教育研究』
(5) 伊澤 修二	は	『國學院雑誌』・『日本』・『教育学术界』
(6) 物集 高見	は	『日本』・『國學院雑誌』
(7) 獅 吼 仙	ろ	『教育界』
(8) 井上 頼因	は	『日本』
(9) 金澤庄三郎	ろ	『日本』, 『國學院雑誌』
(10) 井上 通泰	は	『日本』
(11) 大口 鯛二	は	『日本』
(12) 高橋 龍雄	ろ	『國學院雑誌』・『教育学术界』・『國文學』・『教育時論』
(13) 須崎芳三郎	は	『日本』
(14) 勝浦 鞆雄	ろ	『國學院雑誌』
(15) 萩野 由之	は	『國學院雑誌』
(16) 鹽井 正男	は	『國學院雑誌』
(17) 本居 豊穎	は	『國學院雑誌』
(18) 與謝 野寛	は	『國學院雑誌』
(19) 岸上 謙吉	は	『日本』
(20) 白井光太郎	は	『日本人』・『日本』
(21) 佐々 政一	は	『教育會』
(22) 藤岡 繼平	は	『國學院雑誌』
(23) 山根 藤七	は	『國文学』
(24) 坪内 雄三	は	『國學院雑誌』
(25) 逸見伸三郎	は	『大八洲雑誌』
(26) 江原 素六	ろ	『國學院雑誌』

- | | | | |
|------|-------|---|-----------------------|
| (27) | 川島庄一郎 | は | 『日本』 |
| (28) | 建部 遯吾 | は | 『日本』・『時代思潮』 |
| (29) | 丸山 正彦 | い | 『日本』・『國學院雜誌』 |
| (30) | 大町 芳衛 | い | 『太陽』 |
| (31) | 上田 萬年 | ろ | 『教育學術界』・『教育界』・『教育實驗界』 |
| (32) | 芳賀 矢一 | ろ | 『國學院雜誌』・『教育界』 |
| (33) | 三上 参次 | い | 『國學院雜誌』 |
| (34) | 槇山 榮次 | い | 『國學院雜誌』 |
| (35) | 會 水 生 | い | 『初等教育教材研究』 |
| (36) | 樂 浪 生 | い | 『教育研究』 |
| (37) | 白鳥 庫吉 | い | 『國學院雜誌』 |
| (38) | 江尻庸一郎 | ろ | 『教育』 |
| (39) | 巖谷 季雄 | い | 『國學院雜誌』 |
| (40) | 幸田 成行 | に | 『國學院雜誌』 |
| (41) | 渡邊 三城 | は | 『時代思潮』 |
| (42) | 池邊 義象 | は | 『日本』 |
| (43) | 關根 正直 | い | 『國學院雜誌』 |
| (44) | 東久世通禧 | は | 『國學院雜誌』 |
| (45) | 井上哲次郎 | い | 『國學院雜誌』 |
| (46) | 澤柳政太郎 | い | 『國學院雜誌』 |
| (47) | 今泉 定介 | ろ | 『國學院雜誌』 |
| (48) | 杉 敏介 | ろ | 『國學院雜誌』 |
| (49) | 菊池 壽人 | ろ | 『國學院雜誌』 |
| (50) | 三浦 周行 | ろ | 『國學院雜誌』 |
| (51) | 林 甕臣 | い | 『國學院雜誌』 |
| (52) | 渡部董之介 | い | 『國學院雜誌』 |
| (53) | 逸見 義亮 | は | 『大八洲雜誌』 |
| (54) | 田中 健三 | ろ | 『教育學術界』 |
| (55) | 安達 常正 | い | 『教育時論』 |
| (56) | 一 村 | い | 『教育界』 |
| (57) | 湯本武比古 | い | 『國學院雜誌』 |
| (58) | 横井 時敬 | は | 『太陽』 |
| (59) | 古市由太郎 | ろ | 『教育』 |

以上、59名の内訳を掲げると、次のようになる。

(い) 17名 (ろ) 16名 (は) 25名 (に) 1名

概ね賛成が、33名、反対が25名、不問が1名となっている。この1名とは、幸田成行、文豪幸田露伴のことである。総勢59名の中には、国語関係者だけではなく、様々な分野の研究者が挙げられている。この中には、現在も、その専門性が現在でも詳らかになっていない人物も含まれている。この点については、今後の研究テーマであり、各々の人物が、当時の仮名遣いに関して、どのような影響力があったのかさらに深く検討してみたい。

では、ここで留意すべき人物についてみていくことにしたい。

まず、(31)の国語の理念を確立した上田万年と(32)の国語調査委員会委員にも就任している芳賀矢一が、いずれも(ろ)「主義賛成、修正ヲ要ス、尚研究スベシ」に分類されている点に着目したい。

上記に掲げた点から判断して、この後、政府が明治41(1908)年に開催した臨時仮名遣調査委員会において、上田、芳賀が、なぜ急進的な「棒引仮名遣い」に対する必要性を積極的に唱えなかったのか、その理由を窺うことができるのである。上田も芳賀も、日本の文字はいずれローマ字が相応しいと感じていたはずであるが、この頃には、時期尚早であったと考えたのであろう。また、同じ表音主義者で教育学の泰斗澤柳政太郎が(い)の「大体賛成」に分類されている点にも注目しなければならない。なぜなら、上田は、当時、文部省専門学務局長、澤柳が文部省普通学務局長という立場で、新しき国語の理念の確立をしようとしていたからである。あくまで国語の理念を追究する上田と教育学者という立場で表音主義的仮名遣いの導入の重要性を説く澤柳とは、ここにおいて、重大な思想の相違点をみることができる。なお、澤柳の後に就任したのが、「棒引仮名遣い」反対論者の岡田良平であった。

では、(い)の「大体賛成」の意見の研究者にはどのような人物がいたのか、もう少しみておきたい。先述した国語調査委員会(1902 - 1913)の前身の国語調査会(1900年発足)の委員に任じられ湯本武比古が、西洋の最新の比較言語学の理論を学んだ上田より、「棒引仮名遣い」のような長音符号を推奨していたのは刮目すべき事項といえよう。

何度も繰り返すが、従来、急進的な表音主義者とみなされていた上田万年(31)、芳賀矢一(32)がともに、(ろ)「主義賛成、修正ヲ要ス、尚研究スベシ」に分類されていたという事実は、この後に開催される臨時仮名遣調査委員会に多大なる影響を及ぼすことになるのである。

4. 『臨時仮名遣調査委員会議事速記録』について

一般的には、この臨時仮名遣調査委員会において、森林太郎が「歴史的仮名遣い」の正当性を論じたことによって、「棒引仮名遣い」が廃止されたと考えられてきた。しかしながら、筆者は、この決定事項は、藤岡勝二が、『明治三十八年二月假名遣改定案ニ對スル世論調査報告』を

提出した時点で、既に終わっていたのではないかとみなしている。

本章では、まず、『臨時仮名遣調査委員会議事速記録』に掲出された当時の委員の名簿をみていくことにしたい。

4.1 臨時仮名遣調査委員会の構成員について

『臨時仮名遣調査委員会議事速記録』では、委員に関して、次のような表記がされている。

明治四十一年五月委員長，委員，主事及書記任命左ノ如シ。

臨時仮名遣調査委員会委員長

従三位勲二等理學博士	男爵 菊池大麓
正三位勲一等	子爵 曾我祐準
正三位勲一等	男爵 松平正直
正三位勲一等	浅田徳則
従三位勲二等	小牧昌業
従三位勲三等理學博士	山川健次郎
従三位勲四等	子爵 岡部長職
正四位勲三等	矢野文雄
従四位勲二等功三級醫學博士	森林太郎
従四位勲二等法學博士	岡野敬次郎
従四位勲二等	小松謙次郎
従四位勲三等文學博士	井上哲次郎
従四位勲四等文學博士	上田萬年
正五位勲三等功三級	伊知地彦次郎
正五位勲四等	横井時雄
正五位文學博士	芳賀矢一
従五位	松村茂助
正六位勲四等	島田三郎
従六位	藤岡好古
従七位文學博士	大槻文彦
勲四等	江原素六
	鎌田榮吉
文學博士	三宅雄次郎
委員（内閣）	渡辺董之介
主事（内閣）	文部局 板根友敬

同	土館長言
書記（文部省）正五位勲四等	肥塚龍

委員会概要

明治四十一年六月五日	第一回委員会開會
明治四十一年六月十二日	第二回委員会開會
明治四十一年六月十九日	第三回委員会開會
明治四十一年六月二十六日	第四回委員会開會
明治四十一年七月三日	第五回委員会開會
明治四十一年七月十日以降休會	
明治四十一年九月五日諮問案撤回ノ旨文部大臣ヨリ達セラル	

全五回の委員会において、積極的に発言をしたのが、森林太郎（陸軍軍医総監）、曾我祐準（陸軍中将）、伊知地彦次郎（海軍中将）であり、いずれも、軍部に属する委員である。この点が、以前の国語調査会、国語調査委員会のメンバーとは顕著に異なる特徴といえよう。仮名遣いの調査といえども、当時は、軍部の政策を左右する国家主義的イデオロギーと深く関わる問題であったことを、この人物名からも窺うことができる。

また、今日では、爵位等によって学問の意義や方向性が左右されることはないが、当時の議事録をみると、必ず委員の役職には、爵位、勲何等、正、従何位といった経歴が明記されている。このような爵位の上下も、各委員の発言において、少なからず影響を与えた可能性は十分考えられる。ちなみに、この委員会において、最も発言力があつた森林太郎は、一般的に考えられているような一軍医ではない。小説家でありながら、従四位勲二等功三級の地位にあり、医学博士の学位も有していた。一方、言語学、国語学の分野で、その名が知られた上田萬年が、従四位勲四等の文学博士、芳賀矢一が正五位の文学博士、『言海』という国家的プロジェクトともいえる辞書を完成させた大槻文彦にいたっては、従七位の文学博士であつた。三名とも、文学博士の学位は有していたが、位階だけをみれば、軍部の中で知られた正三位勲一等の子爵曾我祐準と比べ、かなり低い地位にあつたと言わざるを得ない。臨時仮名遣調査委員会がなぜこのような委員によって構成されたのか、当時の軍部が国語国字問題に大きく関与した原因については、稿を改めて、考察してみたい。

こうした、様々な事情から、政府は当初の諮問案を撤回したと考えられるのである。

すなわち、筆者は、ここで「棒引仮名遣い」の主たる消失の原因を、臨時仮名遣調査委員会ではなく、すでに藤岡勝二が提出した『明治三十八年二月假名遣改定案ニ對スル世論調査報告』において、藤岡が「棒引仮名遣い」の必要性に限界を感じ、そして、この時点で「棒引仮名遣い」

は終焉を迎えたと考えているのである。森林太郎が、ただ一人軍服を着て、歴史的仮名遣いの正当性を、委員の感情を揺さぶるような強い口調で唱えることによって、この重大な審議に終止符が打たれたのではない。筆者の管見の及ぶ限りでは、表音主義者のはずの上田萬年、芳賀矢一が、表音主義的表記の使用を強く推していないこと等、複数の要因が交錯して、歴史的仮名遣いの正当性が認められることになったとみるべきであろう。国語学の泰斗大槻文彦はかなり専門的な観点から表音主義的仮名遣いの必要性を説いたが、委員会の構成メンバーをみれば分かるように、このような建設的意見が受け入れられる余地は全くなかったのである。つまり、本委員会は、通常の国語国字問題に関わる委員会のメンバーで構成されてはおらず、国語学の知識を何ら有しない軍人を中心とした国家ナショナリズムを鼓舞する委員で構成されていたのである。また、森自身も小説家ではあるが、国語学を専門にしているわけではない。森の意見が、大槻の意見より重視されたのは、他の委員が、国語ナショナリズムを重視したからであろう。そして、何よりも、この重要な委員会に、当時の「棒引仮名遣い」の行方を託された藤岡勝二が参加しなかったという決定的な事実が、この結果がすでに下されていた重要な論拠となる所以なのである。

5. お わ り に

国語調査委員会における藤岡勝二の役割は見過ごされてきたが、拙稿(2012b)における調査によって、ある程度、その実態が明らかになった。近代「国語」が成立する時期、表音主義的仮名遣いの象徴として「棒引仮名遣い」が用いられ、やがて消失するのだが、その原因には錯綜とした様々な要因が胚胎していたのである。本稿は、文献学的観点からのアプローチを通して、その理由について、いくつかの事項を論証できたのではないかと考えている。ただし、文献を扱う上で重要となる人物名を全て調べ尽くすことができなかつた憾みがある。この点については、今後の研究課題としたい。特筆すべき事項は、藤岡勝二という一人の言語学者が、「棒引仮名遣い」に関する意見を集約することによって、一定の研究成果を文部省に提出した時点で、この仮名遣いの使用法は終焉を迎えていたという事実である。

筆者は、今後も、未だ調査されていない藤岡勝二の研究成果の足跡を辿りながら、近代「国語」の全貌と文字の本質について、さらに深い考察を進めていきたいと考えている。

なお、仮名遣いに関しては、できる限り原文を重視するため、適宜、旧仮名遣いを用いたことを付記しておきたい。

註

- 1) この点については、仁田(1999)が、かなり綿密な考察をしているため、ここでは割愛した。
- 2) 本文は、『明治三十八年二月假名遣改定案ニ對スル世論調査報告』のp15から引用した。なお、傍線文は、筆者が後で施したものである。
- 3) 本文は、明治34年9月10日に発行された『史學雜誌』から引用した。

近代「国語」における「棒引仮名遣い」の終焉

- 4) 現代言語学では、ウラル・アルタイ語族は、比較言語学的観点から論証できないために、一般的には、ウラル語族とアルタイ諸語と称されている。

引用文献

- 柿木重宜 (2003) 『なぜ言葉は変わるのか—日本語学と言語学へのプロローグ—』
ナカニシヤ出版
- 柿木重宜 (2007) 「なぜ『棒引仮名遣い』は消失したのか—藤岡勝二の言語思想の変遷を辿りながら—」
全国大学国語国文学会 (編) 『文学・語学』第188号 pp.50-58
- 柿木重宜 (2012a) 『近代「国語」の成立における藤岡勝二の果たした役割について』
(大阪大学大学院言語文化研究科博士論文)
- 柿木重宜 (2012b) 「国語調査委員会と藤岡勝二の国語観について」『滋賀短期大学研究紀要』第37号
pp.61-74
- 柿木重宜 (2012c) 『日本語再履修』ナカニシヤ出版
- 言語学会 (1900-1902) 『言語学雑誌』富山房雑誌部 第1巻第1号-第3巻第3号
- 仁田義雄 (1999) 「上田万年と国(民)語の創出」(『日本語を考える』所収)
光華女子大学文学部教養・教職研究室 (編) ナカニシヤ出版 pp.19-36
- 藤岡勝二 (1901) 「言語を以て直に人種の異同を判ずること」『史学雑誌』第12巻第9号 史学会
- 文部省 (1906) 『明治三十八年假名遣改定案ニ對スル世論調査報告』文部大臣官房圖書課
- 臨時仮名遣調査委員会 (1909) 『臨時仮名遣調査委員會議事速記録』文部大臣官房圖書課